

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	西野工業株式会社	代表者氏名	西野 春暢
主たる営業所の所在地	倉敷市玉島柏島 3 0 3 4 - 2		
許可番号	岡山県知事 般一 5 第25599号	許可を受けている建設業の種類	管、機

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 1 0 月 7 日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第 2 8 条第 1 項（同法第 5 条、第 6 条及び第 1 1 条違反）		
処分の内容			
建設業法第 2 8 条第 1 項の規定による指示			
（１）今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。			
（２）建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育に係る計画を作成し、役職員に対し、継続的に必要な研修及び教育を行い、違反行為が再び繰り返されることがないように万全の社内体制の整備に努めること。			
（３）上記（１）及び（２）について、同社が講じた内容を文書により報告すること（研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、同社において上記以外の措置を講じた場合は、併せて報告すること。）。			
処分の原因となった事実	事実と異なる建設業許可申請		
西野工業株式会社は、令和 5 年 6 月 1 3 日に提出した建設業許可の更新申請に当たり、既に就任していた取締役について建設業許可申請書及び添付書類等の変更届（以下、「変更届」という。）を提出することなく、また、更新申請の添付書類である「役員等の一覧表」及び「許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人等）の調書」に、既に就任していた同じ取締役を記載することなく申請し許可を受けたことが、令和 6 年 8 月 1 5 日に受理した役員等の就任等に係る変更届により判明した。			
このことは、建設業法第 5 条、第 6 条及び第 1 1 条に違反するため、同法第 2 8 条第 1 項に基づき指示処分とする。			
その他参考となる事項			